

2) 2年以上の休会の場合は退会扱いとする

3) 休会期間中の年間費は免除とする

(権利等の停止)

1) 総会での議決権

2) 本会が主催するセミナーへの正会員資格での参加

3) 正会員として有する権利や義務

第8条（会計） 会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

1. 本会の会計に関しては会計担当が把握するものとする。

第9条（事務局） 本会の事務局は以下に置く。

事務・連絡先

愛知県一宮市大和町毛受字辻畑47-1

いつきクリニック 宮内

東海透析技術交流会（TEL0586-47-7005, FAX0586-47-7627）

第10条（運営） 団体は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第11条（所在地） この団体を次の所在地に置く。

稲沢市高御堂4丁目 稲沢クリニック内

付則 1. 規約に定めがない事項については、役員会にて議決し、総会で承認を得る。

2. 本規約は、1989年5月14日をもって施行する。

3. 1990年6月10日、第1条を改正する。

4. 1997年5月18日、第4条、第5条を改正する。

5. 2001年5月13日、第7条2項を追加する。

6. 2005年5月08日、第3条1)に、ただし書きを追加する。

7. 2008年5月25日、第7条を改正する。

8. 2010年5月09日、第5条、第8条を改正し、第9条を追加する。

9. 2020年7月17日、第10条、第11条を追加する。

10. 2025年2月24日、第11条を変更する。

11. 2025年7月15日、第7条を変更する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

東海透析技術交流会

代表世話人 小塚 信

愛知県一宮市羽衣1-6-12